# 中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令 （平成二十八年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

#### 第一条（認定事業分野別経営力向上推進機関）

主務大臣は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二十六条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

* 一  
  事業分野別指針に適合すると認められること。
* 二  
  次のいずれにも適合していると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。
* 三  
  次のいずれにも該当しないこと。

##### ２

法第二十六条第三項の規定により同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に、前項第二号ロ及び第三号に掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

##### ３

主務大臣は、前項の申請書及び書類のほか、第一項第一号又は第二号イに掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### 第二条（名称等の変更の届出）

認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第二十六条第四項の規定による届出をするときは、様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

#### 第三条（軽微な変更）

法第二十六条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、事業分野別経営力向上推進業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

# 附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。